

お世話になっております。

梅雨の真っ只中ですが、雨天時に傘を差しながら自転車に乗っている人々を頻りに目にしませんか。ご存知のように、自転車の傘差し運転は「各都道府県で交通安全を図るため、必要と認めて定められたものを守らなければならない。」（道路交通法第71条の要旨）として、全都道府県で禁止されています。

傘差し運転の危険性については、1年前に発行した当財団広報誌『Traffi-Cation』の「交通安全TOPICS」欄でも、その罰則や事故事例と合わせ取り上げました。

（内容は右記 URL 内 p.7 をご参照願います。 [http://jaef.or.jp/6-traffi-cation/Traffi-Cation\\_no48.pdf](http://jaef.or.jp/6-traffi-cation/Traffi-Cation_no48.pdf)）

誌面の都合により掲載できませんでしたが、傘差し運転の事故に係る判例を探てみると、500万円もの損害賠償を命じたケースもありました（東京地裁 平成26年3月の判決）。

これは自転車同士の事故で、片方が傘差し運転しながら追い越しをかけた際に接触したケースで、道幅の狭い場所ではよく起こりうることです。

生徒のみなさんにも、傘差し運転について改めて注意喚起していただくようお願いします。

また、当財団では交通安全指導に対するご支援として、以下メニューにて自転車の交通安全の専門講師を無償派遣しておりますので、どうぞご活用ください。

- ドライバー（自動車）からの見え方を踏まえた自転車・歩行者の交通安全
- 自転車・歩行者から見た道路交通と安全
- 夜間の交通安全対策
- 交通事故を起こして問われる責任
- 自転車を取り巻くリスクとその責任

自転車の交通安全に関する講師派遣メニューの概要・申し込み要項につきましては、以下URLよりご確認ください。

<http://jaef.or.jp/5-koushi/traffic-safety.htm>

追伸

当財団では、7月1日（月）より Facebook を開始します。

本件は同日配信するメルマガでもご案内しますが、先行してお知らせしております。

同日以降以下URLよりアクセスしていただければ、当財団の活動状況や最新情報をご確認いただけます。

<https://www.facebook.com/jaef2019/>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

---

本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、下記よりお願いします。

▼登録内容編集

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/tf.php?id=149239601>

過去に配信したメルマガは、以下URLよりご覧になれます。

▼バックナンバー

<http://www.jaef.or.jp/7-mail-magazine/index.htm>